

10. バイク通学及びバイク使用規程（含む自転車通学規程）

通学には、公的な交通機関を利用するのが望ましいが、地域性や家庭の経済的な面を考慮し、規程に従いバイク（自転車）での通学を許可する。なお使用にあたっては、自他の生命を大切にするため、安全運転に心がける。

(1) バイク通学（許可制）

① バイク通学は「許可制」とし、免許取得を許可された生徒のみが「原付運転免許」を取得し通学のみ許可される。

② 通学許可は2学年4月からとする。

③ バイク通学許可基準

次の許可基準を満たし、学校で認められた場合に限って許可される。但し、特別な事情で免許を必要とする者について職員会にて審議する。

ア 駅またはバス停留所までの許可

(ア) 自宅から最寄りの駅またはバス停留所までの距離が2 km以上とする。

但し、天竜峡駅以南、上片桐駅以北の生徒は、通学事情を考慮してやむを得ないと認められた場合は、2 km以内でも許可される。

(イ) 清内路・売木・根羽・平谷・浪合の地区は運転距離が長く危険を伴うため

阿智のバス停留所までとする。

- イ 学校駐輪場（中央道下）までの許可
- (ア) 本校を起点として直線距離で3 km以上あり、最寄りの駅まで2 km以上ある次の3つの地域の生徒とする。
- a 北は、上県道（旧153号線）の高森町牛牧の信号より北の地籍。
上市田・大島山・出原・山吹・新田・増野・追分・田沢・越田
（宮崎の信号から座光寺原・牛牧の間の地籍も認める）
- b 南は、国道153号線より西側で、インター入口信号より南の地籍。
大瀬木・大明神原・山本（東平・北平・西平・久米・竹佐・原田）阿智
※清内路・売木・根羽・平谷・浪合の地区は上記アの（イ）に従う。
- c 国道153号線と151号線に挟まれた地域で、県道233号線（中村～開善寺線）よりも南の地区は係で検討して許可する。
下中村・上田・梨子洞・数田・大須平・久留輪・長田平・観音寺・泉垣外・伊豆木・立石
但し、従来の規程で許可されなかった次の地籍も係で検討し許可する場合もある。

上郷と北方の一部地域および三日市場
・下殿岡・荒井原

(ウ) 上記以外の地域についても係で検討し許可する場合がある。

④ バイク通学許可条件

ア 使用バイクの排気量は50cc未満、または125cc以下新基準原付とする。

イ 通学以外に使用してはならない。ウ 自賠責保険はもちろん、任意保険にも加入しなければならない。

エ 許可申請日に最も近い成績会議で不振科目がないこと。

オ 日頃から校則を守っていること。また許可申請日の3か月以内に生活指導上の問題行動を起こしていないこと。

⑤ 許可の手続きについて

許可を受ける者は以下の手順をふむ。

ア バイク通学許可申請は1学年1月以降とし、通学許可は2学年4月からとする。

イ 担任、保護者、本人の三者で許可条件も含めしっかり話をする。

ウ 生徒指導安全係より「バイク通学申請書」を受け取り、必要事項を記入して担任と係それぞれに提出する。(バイク通学経路は分かり易く記入する。)

エ 提出された申請は、学年会、生徒指導係が審議承認し、校長が許可する。

オ 申請許可が下りたら、警察に免許取

得申請をする。（費用などが必要であるので、あらかじめ電話をしておく。）

カ 受験は春休み以降とし、警察で指定された日に実技講習を受け、翌日試験を受ける。なお、試験日は欠席となる。（予め担任に連絡する。）

キ 免許証が交付されたら、速やかに本人が直接、担任と係に報告し、係から「バイク登録用紙」をもらう。

ク 自賠責・任意保険の両方に加入し、その保険契約書のコピーと「バイク登録用紙」を係に提出する。

ケ 通学許可は、学校長が行う。許可日には保護者、本人、係が同席し、係より許可証・ステッカーを受け取る。

(2) 自転車通学（届け出制）

自転車による通学は「届け出制」とし、「自転車通学願」を係に提出してステッカーの交付を受ける。

※任意保険（賠償責任付き交通傷害保険）には必ず加入する。

(3) バイク、自転車使用の注意事項

① 交通法規の遵守。特にスピードの出しすぎ、無理な追い越し、2人乗りは絶対しない。

- ② 車体へ「ステッカー」を貼付すること。
紛失した時は、再交付を受ける。
 - ③ 車両は定められた駐輪場（駅や学校指定の法的に認められた場所）に置き、私有地やその他許可のない場所には絶対に不法駐車しない。
 - ④ 交通事故、違反等があった場合は、担任と係に届け出、その後の指導を受ける。
 - ⑤ ヘルメットをきちんと着用し、バイクの場合は特に安全な服装（手袋・長袖・ズボン着用）をすること。
- 〈以下バイク通学者のみ〉
- ⑥ 「バイク通学許可証」を免許証と共に携行する。
 - ⑦ バイクの貸借はしない。
 - ⑧ 車体の点検・整備を十分に行い、改造等をしていない。
 - ⑨ 定められた安全講習会（実技講習会）に出席する。
 - ⑩ バイク使用経路や使用するバイクを変更した場合は速やかに変更登録をする。
- (4) その他
普通車と自動二輪（小型・中型・大型）の免許取得及びそれらによる通学は認めない。

以上の事項を遵守しない場合は指導の対象となる。